

# 平成24年第4回安堵町議会定例会会議録

## (第1日)

日時 平成24年12月6日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

### 1 応招議員 10名

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 森 田 瞳   | 2 番  | 浅 野 勉   |
| 3 番 | 植 田 英 和 | 4 番  | 中 本 幸 一 |
| 5 番 | 島 田 正 芳 | 6 番  | 松 田 和 代 |
| 7 番 | 松 本 正 弘 | 8 番  | 山 岡 敏   |
| 9 番 | 田 中 幹 男 | 10 番 | 福 井 保 夫 |

### 2 出席議員 10名

### 3 欠席議員 なし

### 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|          |         |           |            |
|----------|---------|-----------|------------|
| 町 長      | 西 本 安 博 | 副 町 長     | 北 田 秀 章    |
| 教 育 長    | 楮 山 素 伸 |           |            |
| 理事（総務部門） | 寺 前 高 見 | 理事（民生部門）  | 吉 岡 勉      |
| 理事（事業部門） | 北 門 康 幸 | 会 計 管 理 者 | 喜 多 君美代    |
| 総合政策課長   | 堀 川 雅 央 | 総 務 課 長   | 近 藤 善 敬    |
| 税 務 課 長  | 中 野 彰 宏 | 住 民 課 長   | 堀 口 善 友    |
| 健康福祉課長   | 磯 部 あさみ | 人権同和対策課長  | 大 星 義 博    |
| 産業建設課長   | 古 川 秀 彦 | 上下水道課長    | （事業部門理事兼務） |

## 5 職務のため出席した者の職氏名

|          |       |     |         |
|----------|-------|-----|---------|
| 議会事務局長心得 | 成 瀬 博 | 書 記 | 吉 川 明 宏 |
|----------|-------|-----|---------|

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について)

日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について)

日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について)

日程第 6 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)について)

日程第 7 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 議案第 2 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 議案第 3 号：安堵町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 4 号：安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格  
の有無に関する基準を定める条例の制定について

日程第 11 議案第 5 号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の制定について

日程第 1 2 議案第 6 号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第 1 3 議案第 7 号：安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

の資格基準に関する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 8 号：王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について

日程第 1 5 議案第 9 号：平成 2 4 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について

-----

-----  
開 会 午前10時  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成24年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

秋が足早に通り過ぎ、いつしか冬型の気圧配置が強まり初冬の色合いが色濃くなってまいりました。師走で何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、我が国にとって名誉なことは、奈良県に縁のある京都大学の山中伸弥教授が、日本人として1987年昭和62年の利根川 進博士以来、25年ぶりにノーベル生理学・医学賞を受賞されたことが皆様の記憶に新しいと思います。山中教授の今後の更なる御活躍を期待しているところでもございます。

次に、安堵町の大きなイベントとして恒例となっております「ふれあい盆踊り大会」、「町民体育祭」、「文化祭」、そして「産業フェスティバル」のいずれも天候に恵まれ、多くの方々の御参加、御来場があり盛況に終わりました。また、今年から中秋芋煮会も加わり、好評なことから、今後、伝統行事になればと思っているところでもございます。

また、今年の大きな事業といたしましては、地域公共交通事業として 4 月 23 日の町コミュニティバスの運行開始に続き、10 月 23 日に道路の幅員が狭く、コミュニティバスが運行できない役場から北側の地域につきましては、タクシー利用助成事業を開始いたしました。

これは自宅などから町内公共施設との間の移動に利用していただけるもので、コミュニティバスと併せて生活基盤の整備に大いに効果を発揮するものと考えているところでございます。そして来年には、西名阪自動車道の大和まほろばスマートインターチェンジの大阪方面への出入口が完成し、全面開通する予定であることから、安堵町への交通アクセスがなお一層向上することになります。今後、安堵町が活気にあふれた元気なまちに発展していくことと大いに期待をしているところでございます。加えて、懸案でもありました中学校給食の再開につきましては、安堵町立中学校給食導入検討委員会からの報告を基に、事業着手に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今は衆議院議院選挙の真ただ中でございます。日本の将来を託すのにふさわしく、また、安堵町の発展に真剣に取り組んでいただける人が選出されるよう期待をしているところでございます。

それでは本日提案させていただきます案件ですが、報告案件といたしまして、平成 24 年度補正予算の専決処分の報告が 4 件、議案といたしまして、人事案件が 2 件、条例の一部改正が 1 件、制定が 4 件、規約の変更が 1 件、平成 24 年度補正予算案件が 1 件の合計 13 件でございます。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず、報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について）でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計繰出金 250 万円を増額補正するもので、下水道事業における消費税の納付金が 9 月末日が納期限であるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、9 月 18 日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について）でございます。これにつきましては、臨時財政対策債発行の限度額が増えたことに伴い、町債を 920 万円増額し、同額の繰出金を減額する財源更正をするものでございます。交付税につきましては、政治において不透明な状況があり、年末には財政支出の需要が増大することから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、10 月 11 日に専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次に、報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について）でございます。これにつきましては、衆議院の突然の解散で、今月 16 日に執行されることになりました衆議院議院総選挙経費 665 万 2 千円を増額補正するものです。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、11 月 16 日に専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

次に、報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について）でございます。これにつきましては、当初の見積りと異なり、下水道使用料の収入増等で町が受け取った消費税分が増額したことにより、

本来還付予定であったところですが、逆に納付が必要となったため、150 万円を増額補正するもので、納期限が 9 月末日であるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、9 月 18 日に専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

続きまして、議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員 岩井三恵子氏が、11 月 30 日付で辞職をされましたので、その後任といたしまして、森内優子氏を新たに任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員 岡田治子氏が、平成 25 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、岡田治子氏を継続して人権擁護委員として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第 3 号：安堵町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、条番号が変更されたことに伴い、同条例で引用している同法の条番号を整備するものでございます。

次に、議案第 4 号：安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例の制定についてでございます。本制定につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法が一部改正されたことにより、町長が指定する指定地域密着型サービス事業者等の指定基準の一つ「法人であること」について条例で定めるものでございます。

次に、議案第 5 号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。本制定につきましては、第 1 次一括法において介護保険法が一部改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業者の設備基準、運営基準等について条例で定めるものでございます。

次に、議案第 6 号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。本制定につきましても、第 1 次一括法において介護保険法が一部改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の設備基準、運営基準等について条例で定めるものでございます。

次に、議案第 7 号：安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。本制定につきましては、第 2 次一括法において水道法が一部改正されたことに伴い、水道布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準及び技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準等について条例で定めるものでございます。

次に、議案第 8 号：王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてでございます。

本件につきましては、障害者自立支援法の名称が変更されたことに伴い、同規約において所要の変更をすることについて、関係町の協議を要するため議会の議決を求めるものでござ

います。

そして、議案第9号：平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）についてでございます。今回の補正は、1,855万円の増額補正でございます。補正内容でございますが、人事異動等に伴う人件費の増減、後期高齢者医療給付費の確定による負担金の増額、母子健康虐待管理システムの構築に係る費用の増額でございます。

以上、大筋について説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせていただきますので、御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

-----

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり議事日程に従い、進めてまいります。

-----

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、

9番、田中幹男 議員と、10番、福井保夫 議員を指名いたします。

-----

議長（森田 瞳） 日程第２：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より１４日までの９日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から１４日までの９日間とすることに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第３ 報告第１号：「専決処分の承認を求めることについて（平成２４年度安堵町一般会計補正予算（補正第４号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。よろしくお願いします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）御説明させていただきます。

本補正につきましては、下水道特別会計におきまして、年度当初は消費税の還付があるものと見込んでおりましたが、事業の繰越等により消費税の課税収入額が課税仕入額を上回り、納付が必要となり、消費税の確定申告により額が確定いたしました。これにより、一般会計からの繰出金として、歳入歳出それぞれ250万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,534万6千円とさせていただきました。

また、消費税の納付期限が9月末であるため、9月18日に専決処分とさせていただきました。

それでは、詳細を補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

款7. 土木費、項3. 都市計画費、目2. 下水道費におきまして、下水道事業に係る消費税確定申告により、消費税納入額が確定したため、また、消費税の還付があるものと見込んでいた財源更正分を含め、一般会計から下水道事業特別会計に繰出すため250万円を増額するものでございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして6ページをお願いします。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金の250万円を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

ページをおめくりください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年9月18日専決

安堵町長 西本 安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 7,534 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月18日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 3 億 5,396 万 6 千円、補正額 250 万円、計 3 億 5,646 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 31 億 7,284 万 6 千円、補正額 250 万円、計 31 億 7,534 万 6 千円。

3 ページをお願いいたします。

歳出の部

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 1 千万 4 千円、補正額 250 万円、計 1 億 1,250 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 31 億 7,284 万 6 千円、補正額 250 万円、計 31 億 7,534 万 6 千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年

度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長（堀川雅央） それでは報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）御説明させていただきます。

本補正につきましては、臨時財政対策債の発行許可額が当初予定していた額より920万円増額となり確定いたしました。この増額分を繰越金の減額で財源更正させていただき、また、地方債の限度額を増額補正するものでございます。これによる歳入歳出の増減はございません。また、国の動向により12月交付予定の普通交付税が遅れる見込みで、12月には多くの歳出が見込まれ、町の会計に齟齬をきたす恐れがありましたので、借入時期を早め資金繰り調整のため、10月11日に専決処分とさせていただきました。

それでは、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書5ページをお願いいたします。

下段の方から説明させていただきます。

款19. 町債、項1. 町債、目1. 臨時財政対策債におきまして、臨時財政対策債の発行許可額の増により920万円の増額。

上段の、款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金におきまして、920万円の減額。これにより、財源更正を行います。

次に、3ページをお願いいたします。

地方債補正でございますが、限度額を1億5,400万円から1億6,320万円に920万円引き上げさせていただきました。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年10月11日専決

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）

平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 24 年 10 月 11 日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 3 億 5,646 万 6 千円、補正額 マイナス 920 万円、計 3 億 4,726 万 6 千円。

款 19. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 7,380 万円、補正額 920 万円、計 1 億 8,300 万円。

歳入合計

補正前の額 31 億 7,534 万 6 千円、補正額 0 円、計 31 億 7,534 万 6 千円。

3 ページをお願いいたします。

第二表 地方債補正

起債の目的、臨時財政対策債

限度額、補正前 1 億 5,400 万円、補正後 1 億 6,320 万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼します。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）御説明させていただきます。

本補正につきましては、11月16日の衆議院の解散に伴う衆議院議院選挙の執行経費655万2千円の増額補正でございます。これにより、歳入歳出の総額は31億8,189万8千円とさせていただきました。

また、12月4日告示、12月16日投開票となり、ポスター掲示場や投票所入場券印刷など、事前準備が必要となりますので、11月16日に専決処分とさせていただきました。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項4. 選挙費、目6. 衆議院議院選挙費におきまして、選挙執行経費といたしまして655万2千円の増額。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

款14. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金で、651万6千円。残りの3万6千円を次の、款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金をもって充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月16日専決

安堵町長 西本 安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ655万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,189万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月16日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

2ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

款14. 県支出金、項3. 委託金

補正前の額 1,085万3千円、補正額 651万6千円、計 1,736万9千円。

款17. 繰越金、項1. 繰越金

補正前の額 3億4,726万6千円、補正額 3万6千円、計 3億4,730万2千円。

歳入合計

補正前の額 31億7,534万6千円、補正額 655万2千円、計 31億8,189万8千円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出の部

款2. 総務費、項1. 選挙費

補正前の額 30万円、補正額 655万2千円、計 685万2千円。

歳出合計

補正前の額 31億7,534万6千円、補正額 655万2千円、計 31億8,189万8千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門理事。

（北門理事 登壇）

理事（北門康幸） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について）提案理由を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、先ほど堀川総合政策課長が説明しました報告第1号と関連しております。補正内容につきましては、消費税納入のための150万円増額補正でございます。当初予算において100万円の還付金を計上しておりましたが、下水道使用量の増加並びに事業費4,500万円を24年度への繰越等による事業の減少に伴い、支出より収入の方が多くなり、確定申告を行う際、消費税を納入しなければならなくなったことが9月議会後に判明しました。また、消費税の納期限が9月30日であったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年9月18日に専決処分をさせていただいたものであります。これにより、歳入歳出総額3億2,240万円となります。

補正予算書の7ページを御覧ください。

歳出ですけれども、款1. 下水道事業費、項1. 下水道費、目1. 下水道総務費、補正額150万円の増額補正でございます。

款2. 公債費、項1. 公債費、目2. 利子については、財源更正でございます。

続きまして6ページを御覧ください。

また、それに伴う財源内訳としましては、一般会計繰入金から充当いたしました。

それでは、報告第4号を朗読させていただきます。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページ御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成24年9月18日専決

安堵町長 西 本 安 博

続きまして資料の 1 ページを御覧ください。

平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）

平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,240 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 9 月 18 日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

続きまして 2 ページ御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 1 億 236 万円、補正額 250 万円、計 1 億 486 万円。

款 5. 諸収入、項 1. 雑入

補正前の額 100 万円、補正額 マイナス 100 万円、計 0 円。

歳入合計

補正前の額 3 億 2,090 万円、補正額 150 万円、計 3 億 2,240 万円。

続きまして 3 ページを御覧ください。

歳出

款 1. 下水道事業費、項 1. 下水道費

補正前の額 2,983 万 3 千円、補正額 150 万円、計 3,133 万 3 千円。

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1 億 3,538 万 3 千円、補正額 0 円、計 1 億 3,538 万 3 千円。

歳出合計

補正前の額 3 億 2,090 万円、補正額 150 万円、計 3 億 2,240 万円。

4 ページ以降の事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、報告第4号は承認することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第1号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求める

ことについて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

それでは議案第 1 号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明させていただきます。

安堵町教育委員は5名おられますが、そのうちの岩井三恵子委員から平成24年11月30日をもって辞職されました。岩井委員の後任といたしまして、■■■在住の森内優子氏を新たに安堵町教育委員に任命したいと考えております。

森内氏は、  
  
  
、地域の住民の方々と交流も深く、学校教育はもちろ  
ん生涯学習についても幅広く精通されております。氏は安堵町の教育の推進に意欲をも  
ておられることから、教育委員として適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する  
法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。なお、森内氏  
の任期につきましては岩井委員の残任期間となりますので、任命同意の日から平成 26 年 9  
月 30 日までとなります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

記

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 森内 優子

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 1 号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 2 号：「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） それでは議案第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明させていただきます。

安堵町の人権擁護委員は３名おられますが、そのうちの岡田治子氏におかれましては、平成 25 年 3 月 31 日をもって３年の任期満了を迎えられます。岡田氏には人権擁護委員として４期にわたり地域住民の人権擁護活動に意欲を持って活動していただいているところでございます。特に、子ども人権対策委員として児童生徒に対する啓発活動や出前講座等を行っていただいておりますことから、引き続き安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく思っております。なお、任期は平成 25 年 3 月 31 日ではありますが、法務省の委嘱手続きに相応の日数がかかることから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、本議会において意見を求めるものであります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 2 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 24 年 12 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

記

住 所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏 名 岡田 治子

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより本案に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦について「適任」であることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、人権擁護委員の推薦については適任であることに決定しました。

-----

議長（森田 瞳） 只今から11時5分まで暫時休憩いたします。

暫時休憩

-----

午前10時48分

午前11時05分

-----

議長（森田 瞳） 時間よりちょっと早うございますけども、休憩前に引き続き再開します。

日程第9 議案第3号：「安堵町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） 近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 失礼いたします。

それでは議案第3号、安堵町暴力団排除条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年10月30日に施行されました。この中で、事業の責務条項が追加されたため、条番号にずれが生じました。同法の条番号が変更いたしましたので、安堵町暴力団排除条例で引用しております同法条番号を整備するものであります。

議案書最後のページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第6号中第32条の2第1項を第32条の3第1項に改正するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号：安堵町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

安堵町暴力団排除条例（平成23年度安堵町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページ。

安堵町暴力団排除条例の一部を改正する条例

安堵町暴力団排除条例（平成23年安堵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第 10 議案第 4 号から日程第 12 議案第 6 号まで関連いたしますので、

一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） おはようございます。

よろしくお願いいたします。

それでは議案第4号、安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例の制定についてを御説明させていただきます。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、法律第27号におきまして介護保険法の一部が改正されたことに伴い、町長が、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準の一つについて、申請者は法人とすること、を厚生労働省令で定める基準にしたがい条例で定めることとされたものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第4号：安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例の制定について

安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページお願いいたします。

安堵町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の法人格の有無に関する基準  
を定める条例

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 2  
第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める者は法人とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

続きまして議案第 5 号、安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準を定める条例の制定についてを御説明させていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す  
る法律（平成 23 年法律第 37 号「第 1 次一括法」）によりまして、従来厚生労働省令で定め  
ていた指定地域密着型サービス事業を行うに当たって遵守すべき人員、設備及び運営に関す  
る基準を厚生労働省令が定めた基準類型に従い、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と  
責任により、条例で規定するものでございます。これは要介護 1 から 5 までのサービスに係

る基準を定めるものでございます。

厚生労働省令が定める基準類型に「従うべき基準」、「標準すべき基準」、「参酌すべき基準」が示されております。

当町では、介護保険法、厚生労働省令などで定める全国一律の基準に基づきまして、地域密着型サービス事業者の指定等行ってまいりました。独自で定めるものを除き、条例の素案を作成するにあたりまして、国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は認められないと考えまして、条例の素案では、国の基準を引き続き採用いたしました。

また、町独自に定めるものとしたしましては、厚生労働省令では記録の保管年数を完結の日から２年間保存となっておりますが、町の条例案ではサービスの提供の日から５年間といたしました。これは、介護給付費の過払い分を返還請求する権利が地方自治法の規定によりまして５年間と定められていることから、記録の保存を５年間といたします。

指定地域密着型サービスの種類は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「複合型サービス」の８つでございます。

条例の制定につきましては、地域により差異を設けることがないよう、国と同一内容の基準が望ましいことから、広域７町で連携協議いたしました。

それでは、議案書をお願いいたします。

議案第 5 号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 12 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして 3 ページ。

第 1 章 総則をお願いいたします。

議長（森田 瞳） 磯部課長、その内容についてはよろしいです。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、そしたら分厚いのでよろしくをお願いいたします。

それで、施行日は 25 年 4 月 1 日でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして議案第 6 号、安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号「第 1 次一括法」）により、従来厚生労働省令で定めていた

指定地域密着型介護予防サービス事業を行うに当たって遵守すべき人員、設備及び運営に関する基準を厚生労働省令が定めた基準類型に従い、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により、条例で規定するものでございます。

要支援 1、2 のサービスに係る基準を定めるものでございます。

厚生労働省が定める基準類型等、及び町独自に定めるものにつきましては、議案第 5 号で御説明させていただきました安堵町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例と同様でございます。

指定地域密着型介護予防サービスの種類は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」の 3 つが適用され、その種類ごとに基準を定めるということでございます。

この条例の制定におきましても、地域により差異を設けることがないよう、国と同一内容が望ましいことから、広域 7 町で連携協議いたしております。

それでは議案第 6 号をお願いいたします。

議案第 6 号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例を別紙のとおり提出する。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西本 安博

以下の条文につきましては、割愛させていただきます。

施行日は同じく平成25年4月1日でございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） ただ今議題となっております議案第4号から議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

いかがでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第4号から議案第6号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第7号：「安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門理事。

（北門理事 登壇）

理事（北門康幸） それでは議案第 7 号、安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について提案理由を説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、国における地域の自主性及び自立性を高めるための推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号「第 2 次一括法」）の成立により、今までは水道法で規定されておりました水道の布設工事監督者の配置、資格基準及び水道技術管理者の資格基準を地方公共団体が定める条例に移入するとした水道法の改正に伴いまして、今回、条例を制定するものであります。

それでは、議案第 7 号を朗読させていただきます。

議案第 7 号：安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

次の1ページ御覧ください。

安堵町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条  
及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督義務を行わせなければならない水道の  
布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事  
監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定  
めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき  
水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若  
しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係  
る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に

掲げるとおりとする

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)

の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目

を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水

道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、次のページ御覧ください。

3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程

を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程

を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に

掲げるとおりとする。

(1) 前条に規定する布設工事監督者たる資格を有する者

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (5) 第2号から第3号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者
- 続きまして3ページ御覧ください。

#### 附則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第8号：「王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更に

ついて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。

それでは議案第 8 号、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてを御説明させていただきます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行によりまして、法律の名称が改められたことに伴う王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を、一部変更でございます。関係町の協議を要するため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書の最後のページ、新旧対照表をよろしくお願いいたします。

共同処理する事務、第 3 条第 1 項第 4 号、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に法律の名称が改められました。

施行日は平成 25 年 4 月 1 日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 8 号：王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約を別紙のとおり変更したいので、同法第 290 条の規定に基づき

議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページの条文につきましては、新旧対照表で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議、御承認、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第9号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ごめんなさい。

前段で議案第 8 号の訂正でございます。失礼しました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第 15 議案第 9 号：「平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長（堀川雅央） 失礼します。

議案第 9 号、平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について御説明させて

いただきます。

本補正につきましては大きく3つの理由によります。

第1は、昇格を含めた人事異動による、各款項目における人件費の増減補正。

第2に、高齢者の医療の確保に関する法律、第98条の規定により、一般会計において負担対象額の12分の1に相当する額を負担しなければなりません。この規定により、後期高齢者医療広域連合に対する負担金の増額補正。

第3に、県事業の平成24年度奈良県安心子ども基金特別対策事業を活用した、母子健康虐待管理システムの構築事業の実施に関する事業費の増額補正でございます。これにより、歳入歳出それぞれ1,855万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億44万8千円といたします。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目4. 企画費で、279万8千円の増額。

次の、同款、項2. 徴税費、目1. 税務総務費で、576万2千円の増額。これらは昇格を含めた職員の異動による人件費の補正でございます。

次に款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目11. 後期高齢者医療で、21万円の増額。これは後期高齢者医療の療養給付費の確定による後期高齢者医療広域連合に対する一般会計負担分の増額補正でございます。

8ページをお願いいたします。

同款、項 2. 児童福祉費、目 3. 保育園費で、マイナス 100 万円。これは人件費の補正で  
ございます。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費で、1,118 万 2 千円の増額。

これは県事業を活用した母子保健・虐待管理システムの構築事業による増額補正でござい  
ます。

同款、項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費で、33 万円の増額。

次の款 7. 土木費、項 1. 土木管理費、目 1. 土木総務費で、626 万 8 千円の増額。

これらは職員の異動による人件費の補正でございます。

次の 9 ページをお願いいたします。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、目 2. 事務局費で、700 万円の減額。これは職員の異動  
による人件費の補正でございます。

続きまして 6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費補助金におきまして、先ほど御説明いた  
しました母子保健・虐待管理システムの構築事業の財源といたしまして、県が実施していま  
す安心子ども基金特別対策事業補助金 1,118 万 2 千円を充てさせていただきます。

これは 100%の県補助金でございます。残り 736 万 8 千円を、款 17. 繰越金、項 1. 繰  
越金、目 1. 繰越金で調整させていただきます。

合計で歳入歳出それぞれ 1,855 万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 9 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度  
安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 12 月 6 日提出

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 号：平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）

平成 24 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,855 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 44 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 12 月 6 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次のページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 7,826 万 3 千円、補正額 1,118 万 2 千円、計 8,944 万 5 千円。

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 3 億 4,730 万 2 千円、補正額 736 万 8 千円、計 3 億 5,467 万円。

歳入合計

補正前の額 31 億 8,189 万 8 千円、補正額 1,855 万円、計 32 億 44 万 8 千円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 3 億 5,823 万円、補正額 279 万 8 千円、計 3 億 6,102 万 8 千円。

同款、項 2. 徴税費

補正前の額 6,363 万 4 千円、補正額 576 万 2 千円、計 6,939 万 6 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 9,891 万 2 千円、補正額 21 万円、計 4 億 9,912 万 2 千円。

同款、項 2. 児童福祉費

補正前の額 3 億 52 万 6 千円、補正額 マイナス 100 万円、計 2 億 9,952 万 6 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 6,817 万 4 千円、補正額 1,118 万 2 千円、計 7,935 万 6 千円。

同款、項 2. 清掃費

補正前の額 2 億 5,868 万 8 千円、補正額 33 万円、計 2 億 5,901 万 8 千円。

款 7. 土木費、項 1. 土木管理費

補正前の額 3,997 万 5 千円、補正額 626 万 8 千円、計 4,624 万 3 千円。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 8,036 万 1 千円、補正額 マイナス 700 万円、計 7,336 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 31 億 8,189 万 8 千円、補正額 1,855 万円、計 32 億 44 万 8 千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 9 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

文教厚生常任委員会は、11 日、火曜日、午前 10 時。

議会運営委員会は、12 日、水曜日、午前 10 時からです。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、

7 日、金曜日の午後 4 時で締め切りさせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、

14日、金曜日、午前10時からですので、よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散 会

-----  
午前11時40分  
-----